

サクッと小技

マスクのゴムで耳の後ろが荒れたときは、ゴムを足して頭の後ろで結びと楽です。繰り返し使えるマスク補助ストラップやマスクベルトなども市販されています。

小田原青色申告会の
あおいろ優待サービス

会員特典

施設案内

大磯ロングビーチ

7月は幼児料金無料！

個性豊かなプールで
弾ける楽しさ！溢れる笑顔！

相模湾が一望できるシーサイドリゾートプール！

営業期間：2021年7月16日(金)～9月12日(日)

営業時間：10:00～17:00

中郡大磯町国府本郷546 TEL：0463-61-7726 (9:00～17:00)

http://www.princehotels.co.jp/pool/oiso/

おとな：4,200円	▶ 優待料金：3,100円	本紙を持参のうえ 「小田原青色申告 会の会員」である 旨を係員にお伝え ください。
中高生：2,800円	▶ 優待料金：2,000円	
シニア：2,200円	▶ 優待料金：1,600円	
小学生：2,200円	▶ 優待料金：1,600円	
幼児：1,000円	▶ 優待料金：800円	

※7月のみ幼児無料

※一部日程で入場制限を予定しております。必ずご利用前に公式ホームページにてご確認ください。

青色活動報告

季節の花
オオガハス

青色複式簿記講座

実践的な簿記の基本を学ぶ本講座を少人数の定員制で開催しました。



創業セミナー

近い将来に事業を始めようとお考えの方を対象にした創業セミナーを4月21日に開催し、独立のノウハウや最新融資情報、開業手続き等について学んでいただきました。



小田原税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の
予定納税額(第1期分)の納税をお忘れなく所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納期
令和3年7月1日(木)から同年8月2日(月)

予定納税の概要

本年の5月15日現在で確定している令和2年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から8月2日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに2回納付することになります。

振替納税を利用している方は、納期の最終日に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。

納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

振替納税を利用していない方は、納期の最終日までに金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

第1期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。

予定納税の減額申請

本年の6月30日の現況で、本年分の申告納税見積額が、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです(この場合には10月31日の現況において見積もることとなります。)。

新型コロナウイルス感染症により
影響を受けられた方について

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- 令和3年分の所得が令和2年分の所得より明らかに少なくなると見込まれる方は、予定納税額の減額を申請することができます。
- 申請や納税が困難な方は、税務署への申請による期限の延長の制度や納付の猶予制度があります。

※最新の情報については、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

申請期間

4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日

6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

個人事業者等

上限10万円/月を支給します。

給付額

給付額 2019年または2020年の基準月※1の売上-2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象

詳しくは
月次支援金
ホームページで
ご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

右記の場合は
給付対象とは
なりません

・通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合

・(対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合

・(対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合

・地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※3を受給した事業者

※3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

はじめて申請される方の
手続きの流れ対象月ごとに申請してください。オンラインで簡単に申請することができます。
各対象月について、申請・受給は1回のみとなります。

アカウントの申請・登録

- 1 月次支援金ホームページ(6月16日に開設予定)の仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番。

登録確認機関での事前確認

- 2 右記の必要書類を準備。
- 3 月次支援金ホームページ(6月16日に開設予定)で、登録確認機関を検索し、
 - ・事業を実施しているか
 - ・給付対象等を正しく理解しているか
 - などの事前確認を受ける。

当会は登録確認機関として
認定されています。

「会員限定」

お電話にて事前確認を承ります。

Tel：0465-24-2614 (事業課)

申請

- 4 月次支援金ホームページ(6月16日に開設予定)からマイページにアクセス。必要情報を入力し、右記の必要書類を添付して申請。

保存書類

飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。

※詳細は月次支援金ホームページで確認ください。

一時支援金または
月次支援金を
既に受給された方

2回目以降の申請手続きが簡単になります。

マイページから、必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付するだけ！

事前確認が不要/その他の書類が不要

※一時支援金を受給されていても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

相談窓口

フリーダイヤル

0120-211-240

IP電話専用回線 03-6629-0479

受付時間
8:30-19:00(土日・祝日含む全日)

ホームページ

月次支援金

https://www.meti.go.jp/covid-19/
getsuji_shien/index.html

QRコード



※2021年6月上旬の情報です。

県税事務所
からのお知らせ口座振替(自動払込み)による
納税制度のご案内

個人事業税と自動車税種別割については、預貯金口座からの「口座振替(自動払込み)」により納税することができます。

納税のために出かける必要がなく、また、納税の記録が通帳に残りますので便利です。ぜひご利用ください。

○取扱金融機関

神奈川県内に本店又は支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び全国の郵便局など。

○申込方法

「口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」が県内金融機関や県税事務所に置いてありますので、必要事項を記入し、押印の上、預金口座のある取扱金融機関へ提出してください。

なお、お近くの県税事務所に提出することもできます。

詳しくは神奈川県内のホームページ「県税便利帳」でご確認いただくか、県税事務所までお問い合わせください。

◇問合せ先

小田原県税事務所 管理課 管理第一班

TEL0465-32-8000(代)

税のカレンダー

納期限を
守りましょう！
口座振替を
利用しましょう！

○国民健康保険料(税)の納期限

【第2期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・

開成町・箱根町・湯河原町……………8月2日(月)

【第3期分】松田町……………8月2日(月)

【第4期分】真鶴町……………8月2日(月)

○介護保険料の納期限

【7月分】(2期)小田原市……………8月2日(月)

【第1期分】中井町・大井町・松田町・山北町……………8月2日(月)

【第2期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……………8月2日(月)

【第4期分】真鶴町……………8月2日(月)

○後期高齢者医療保険料の納期限

【7月分】(1期)小田原市……………8月2日(月)

【第1期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・

開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……………8月2日(月)

○固定資産税・都市計画税の納期限

【第2期分】小田原市……………8月2日(月)

○固定資産税の納期限

【第2期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・

開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……………8月2日(月)

※源泉所得税(1月～6月徴収分)

6ヵ月ごとの納付の特例の適用をうけている場合…納期限：7月12日(月)

※所得税の予定納税額の減額申請……………申請期限：7月15日(木)

※所得税の予定納税額の納付(第1期分)……………納期限：8月2日(月)

ご予約は
お早め！会員限定
無料相談

要ご予約

予約 24-2612

弁護士の
法律相談会
10時～12時
7月16日(金)
8月3日(火)
8月20日(金)

弁護士の
相続相談会
10時～12時
7月21日(水)
8月18日(水)
9月15日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会
10時～12時
7月13日(火)
8月10日(火)
9月14日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産相談会
10時～12時
7月29日(木)
8月26日(木)
9月30日(木)

税理士の
税相談会
14時～16時
7月15日(木)
8月19日(木)
9月16日(木)

日本政策金融公庫の
融資相談会
10時～12時
8月4日(水)
10月6日(水)
※お急ぎの場合は
ご相談ください。

経営
コンサルタントの
経営相談会
日時応談
予約 24-2614

会場：納税者センター・青色会館
| ご注意 |
同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。